



仏教保育

12

DECEMBER

伝えよう 生命の尊さ ほどけの心

選択の決断迫る



仏教幼稚園を取り巻く状況

全日本私立幼稚園幼児教育研究機構理事長 田中 雅道

子ども・子育て関連3法が成立し、幼稚園を保育所化する新たな幼保連携型認定こども園制度が作られようとしている。私立幼稚園は平成27年3月末までに、私学助成で残るのか、施設型給付制度に入

るのかの選択を迫られている。施設型給付ならば、新たな幼保連携型認定こども園か、幼稚園型認定こども園か、幼稚園のまま施設型給付に移行するかを選択もしなければならぬ。

私学助成で残る場合、将来的に私学助成が減額されるかのように伝えられているが、この補助金は私学振興助成法上の補助金であり、簡単に廃止されるものではない。自民党政権は様々な施設がお互い競争することを是としており、こども園という単一制度に移行することとは求めている。ただ、私学助成は政策経費としての補助金であり時々の政治に左右される性質を持っている。義務的経費としての性格を持つ施設型給付の方が安定財源として制度設計されている。現在、全日本私立幼稚園連合会では自民党政府に私学助成を施設

型給付の公定価格と同水準にする法案を作成し、どの施設にいる子どもも平等に法的補助が受けられるよう求めている。私学助成と就園奨励費で施設型給付と同じ水準が得られるような制度を提案している。

また、私学助成で残る幼稚園に在籍する、仕事を持つている保護者に対して、2号認定の子どもの給付が受けられるよう要求している。このような問題が解決されれば、私学助成に残るか、施設型給付に移行するかを同条件で判断する材料が整う。国の意向による制度変更なので、同じ条件が整うことを新制度了解の第一条件としている。

施設型給付の場合、公定価格は安定的に保障される。しかし、保護者負担について各園で決定することはできず、市町村が決定する。保育所は、現在の委託費を施設型給付とみなすことになっている。公定価格はまだ示されていないが、各保育所に支給されている委託費を下回ることはいないであろう。しかし、各自治体は保育所の保護者負担軽減措置を実施しており、国が示す保護者負担をそのまま保護

者に求めている市はない。各市町村の自主財源の中から負担軽減を行っている。保育所は、こども園にならず保育所である限りこの軽減措置が継続される。一方こども園の保護者負担は市町村の子ども・子育て会議で、国が示す保護者負担をもとに決定される。こいつら構図になれば公定価格は同じであつても、保護者負担は異なるということが起こる。保育所とこども園は同じ条件でなく、保護者負担のハンデを負って競争しなければならぬ。保護者負担を同じにするには、各市町村の子ども・子育て会議で、現在の保育所保護者負担と同じ負担が決定されなければならぬ。この場合、市町村は自主財源で保護者負担軽減を行わなければならない。保護者負担の差が埋まらないことが想定される。

また、公定価格や保護者負担国基準が示されるのは、平成26年4月に予定されており、次年度募集要項を決定しなければならぬ8月までに、市町村の公定価格及び保護者負担が正式決定されていなくても想定される。無理なスケジュールで、判断材料が整わないまま私立幼稚園は将来を判断しなければ

ならない。施設型給付に移行するのにも、私学助成で残るのも自由ならば、期限を定めて決定しなければならぬということに問題があり、全日本私立幼稚園連合会では、27年4月以降のどの時期であつても施設型給付に移行を決定でき、それまでは私学助成を継続できるように政府に要望している。

状況傍観も適切か

いづれにしても、私立幼稚園がどう判断するのが適切であるかという判断材料があまりに少なすぎる。今は、状況を静観するのが最も適切であると考え。今回の問題は、単に幼保問題でなく、都市部と過疎化が進んでいる非都市部の問題が根幹にある。満3歳児入園まで待つては子どもがいけない地域ではこども園に移行して、早くから子どもが入園できる体制を作ることが急務である。一方都市部では、満3歳児以降の受け入れだけで十分運営が可能な地域は少なくない。地域の状況を見ながら、公定価格や保護者負担といった新たな制度の骨格が見えて初めて各園の行く末を考へることができるといえるのが現状である。